



労働政策に係る点検評価部会の設置について

1. 趣 旨

昨年12月24日に開催された第2回雇用戦略対話において、雇用戦略については、目標年次における数値目標を設置し、具体策を明記するとともに、P D C Aサイクルに則り、その運用実績を検証・改善する必要があるとの意見があった。

また、「新成長戦略（基本方針）」において、雇用戦略対話等を踏まえ2020年までの具体的な目標を定めることとされている。

これらを踏まえ、厚生労働省として以下の取組を進めることとする。

2. 取 組

具体的には、

- ① 長期目標、年度目標の案を厚生労働省から各分科会に報告。各分科会は各分野の長期目標及び年度目標について報告を受け、これらについて審議等を行う。
- ② 労働政策審議会の下に新たに設置する「点検評価部会」において、目標に向けた施策の運用実態について政府から報告、これらについての評価を実施

という仕組みを構築する。

3. 点検評価部会の構成員について

労働者、使用者、公益委員の3者（公労使5名ずつ）、計15名で構成

4. スケジュール（案）

（別紙）

(別紙)

スケジュール(案)

<平成22年度>

4月1日	労働政策審議会	点検評価部会の設置
4月下旬	各分科会	長期目標、年度目標の報告、審議等
5月－6月	点検評価部会	今後の進め方について
12月or1月	点検評価部会	22年度の進捗状況についての検証
3月	各分科会	23年度の年度目標の報告、審議等

<平成23年度>

5月 or 6月	点検評価部会	22年度の年度目標に係る評価
	各分科会	点検評価部会から評価、厚生労働省から施策の改善案の報告、審議等
12月 or 1月	点検評価部会	23年度の進捗状況についての検証
3月	各分科会	24年度の年度目標の報告、審議等

注) 点検評価部会の評価意見の取扱い

- ・各分科会において、改善策を新年度の施策に取り入れ、大臣に報告、公表。
- ・点検評価部会の審議状況は、労政審本審にも報告。

平成22年4月1日

労働政策審議会における部会の設置について

労働政策審議会においては、労働政策審議会運営規程第八条に基づき、本審の下に部会を設置することができる。

労働政策審議会運営規程（抄）

第八条 分科会の所掌事務に属さない特定の事項を調査審議するに当たつて、会長が必要と認めるときは、審議会に当該事項を調査審議するための部会を置くことができる。

第十二条 この規程に定めるもののほか、分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 前項の規定は、第八条に規定する部会について準用する。